

令和2年7月31日
トビタテ！留学 JAPAN 事務局

【大学生等コース】官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム
大学生等コース第11期以前の派遣留学生に係る今後の取扱いについて

標題の件、令和2年7月31日付で「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～派遣留学生に対する今後の支援等について」を公表したことを踏まえ、一時帰国中の大学生等コース第11期以前の派遣留学生の取扱いについて、下記のとおりとします。

なお、まだ留学を開始できていない第11期派遣留学生については、第12期派遣留学生と同様の取扱いとなり、下記取扱いとは異なりますので、ご注意ください。

記

1. 留学再開期限に関する取扱い

4月3日付けの通知にて、留学中断手続き後、留学が再開できる目途が立った場合、「再開届（様式U）」の提出と機構による承認をもって、留学を再開することが可能である旨お知らせしました。

具体的な再開の期限については改めてお知らせすることとしておりましたが、今回、留学開始期限が再延長されることを踏まえ、中断以降に予定していた留学期間分の学修を2023年3月末までに終える計画にて「再開届（様式U）」をご提出いただければ、機構による承認をもって、留学の再開を認める方向で検討を進めています。詳細が決まり次第、改めて通知します。

※「日本代表プログラム」については、外務省の危険情報レベルが「レベル2」以上の国・地域への留学は、支援対象外とされており、現時点での留学先への渡航を促す趣旨ではありません。

2. 一時帰国中の学生の再渡航に対する支援

令和2年7月31日に報道発表にてお知らせいたしましたように、派遣留学生の経済的負担軽減のため再渡航のための支援を行います。詳細は9月頃に各大学等へ連絡するとともにホームページ等でお知らせします。

3. 既に中止や辞退を申し出た派遣留学生の取扱いについて

上記の取扱いを踏まえ、留学再開を再度検討したい場合、既に提出済みの「中止届」、「辞退届」の取り下げを認めます。

以上